

議案第54号

葛飾区基本構想の議会の議決に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区基本構想の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定める必要がある  
ので、本案を提出いたします。

葛飾区基本構想の議会の議決に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により葛飾区基本構想の策定、  
変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。